

(21) 小値賀小学校いじめ対策基本方針

はじめに・・・いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25.9.28）第2条

(2) いじめの基本認識

基本理念（いじめ防止対策推進法）〈要点抜粋〉

第3条

- いじめの防止の対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものとする。
- いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。
 - いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- いじめ問題は学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

【目指す子ども像】

助け合う子（徳）……信頼・協力・思いやり
よく考える子（知）……工夫・判断・決断・情報収集
たくましい子（体）……健康・体力・忍耐・根気

【PTAとの連携】

- 本部役員会
- 運営委員会
- 学級懇談会

※学校と家庭・地域の情報共有

【いじめ対策委員会】

- 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、研究主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
- ※必要に応じて
- ・心の教室相談員
 - ・PTA本部役員等
- ◇月に1回の「子どもを語る会」の実施
- ◇校内研修の実施

【関係機関】

- 小値賀町教育委員会
- 健康管理センター
- 上五島警察署
小値賀駐在所
- 佐世保子ども・女性・障害者支援センター
- 青少年健全育成協議会
- 民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

学校におけるいじめ防止（いじめ防止対策推進法）

第15条

学校の設置者及び学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及び学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

（1）学級経営の充実

- ①児童に対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いに認め合い、自己肯定感を抱けるようにする。
- ②児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ③正しい言葉づかいができる集団を育てる。
- ④学級のルールや約束事を守り、安心して生活できる

(2) わかる授業づくり

すべての児童が「参加できる」「活躍できる」ような授業を実践することにより、学力向上とともに、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につなげる。

(3) 道徳・遣未来使学・グローバル科の充実を図り、豊かな心を育む

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、思いやりの心を育てる授業を計画的に位置づけ、いじめを許さない心情を高める。

(4) 生徒指導の充実

生徒指導とは、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。生徒指導は、すべての児童の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童にとって有意義で充実したものになることを目指している。いじめ防止の観点からも、意図的計画的な指導を行い、より深い児童理解ができるように進めていく。

(5) 学級活動等の充実

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

- ①学級や学校における生活上の諸問題の解決
- ②学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ③学校における多様な集団の生活の向上

(6) 児童理解のための校内研修の充実

日常の児童の観察や適時適切な実態調査（生活アンケートによるデータ収集）を行い、児童の心身の状態についてきめ細かに把握するようにする。これらのことについて、月1回の「子どもを語る会」や定期的を開催する「いじめ対策委員会」において情報を共有する。

さらに、児童理解の方法、配慮を要する子どもへの対応などについて、研修を設定する。この際、教育委員会や健康管理センター及び特別支援学校など、関係機関と連携して研修の充実を図る。

(7) 保護者や地域との連携

保護者や地域住民と連携して子どもに関する情報を共有し、いじめの未然防止に努める。

- ①子どもの言動で気になることがある場合には、学校と家庭で連絡を取り合う。
- ②登下校時や地域での活動などで、気になることがある場合には学校への情報提供をお願いする。
- ③地域行事や登下校時などにおける「あいさつ運動」など、より多くの保護者や地域住民の目で子ども達を見守るように共通理解を行う。

(8) 小中高一貫教育の推進

小中高教員、保護者、地域住民一体となって児童生徒の育ちに関わる情報を共有し、よりよい育ちのために協力して取り組む。

【早期発見】

いじめの早期発見のための措置（いじめ防止対策推進法）

第16条

学校の設置者及び学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、「こども理解支援シート」の効果的な活用を図ると共に、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（1）教職員による観察や情報交換

児童の変化に気付いた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。

○子どもを語る会

○「こども理解支援シート」の活用

（2）定期的な「生活アンケート」調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノート等の活用等、きめ細かな把握に努める。

（3）教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受けとめることができる教育相談体制を整備する。

①町教育委員会による相談員の配置（週1回 月曜日）

②特別支援教育コーディネーター等による相談窓口の設置

（4）相談機関等の周知

児童や保護者に対して、学校以外の相談窓口についての周知、広報を行う。

①親子ホットライン（長崎県教育センター） 0957-72-5311

②子どもの人権11番（人権擁護委員会） 0120-007-110

③ゆめおす（長崎県子ども若者総合相談センター）095-824-6325

【いじめに対する措置】

いじめの防止等に関する措置（いじめ防止対策推進法）

第22条

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

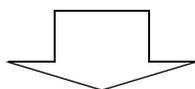
小値賀小学校では、いじめの未然防止やいじめ事案が発生した場合の対応をより迅速にかつ適切に行うのため、2頁に示すいじめ対策委員会を組織する。本委員会は原則として本校教職員で構成するが、必要に応じて関係機関等の助言を求めるものとする。

本委員会では、主に以下の点において取組を行うものとする。

- いじめ等に関する情報収集
- いじめ事案に対する緊急対応
- いじめ事案に対する長期的な対応方針の検討
- 保護者との連携、保護者への支援・助言
- 継続指導・経過観察の体制の検討
- 再発防止策の検討

（1）的確な情報収集

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、児童の表情から気になる言葉を発見
- ・児童、保護者からの訴え
- ・他の教員からの情報提供



【事実確認】

- ・事実の有無について、当該児童、関係児童への確認
- ・原因、経過、影響（結果）及び今後予想されること
- ・関係機関との連携・協議

(2) 基本的な緊急対応

【報告・連絡】

- ・ 町教育委員会への報告
- ・ 関係児童の保護者への連絡、事実関係及び今後の方針の説明
- ・ 被害児童の心身のケアについて関係機関との協議

(3) 調査による対応方針の検討

①情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者（被害・加害）、周囲の児童の様子（学級・部活動等）

②対応方針

- ・ 緊急度の確認「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」「ネット上への不適切な書き込み」等の危険度を確認
- ・ 聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認

③役割分担

- ・ 被害者からの事情聞き取りと支援の担当者
- ・ 加害者からの事情聞き取りと指導の担当者
- ・ 周囲の児童と全体の指導担当
- ・ 保護者への対応担当、関係機関への対応担当

(4) 保護者との連携・支援・助言

①直接会って具体的な対策を話す。（被害者及び加害者）

②連携・協力を求め、今後の学校との連絡方法等を話し合う。

(5) 継続指導・経過観察

①継続的な指導・支援の方策の立案

②相談員や関係機関との連携など、心のケアにあたる。

(6) 再発防止

①児童や保護者に対して、いじめ事案の概要とあわせて今後の取組を具体的に説明する。

②心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

○いじめ防止対策に係る年間計画

月	主 な 予 定	留意事項等
4月	○学校基本方針の確認 ○PTA総会での説明 ○家庭訪問により保護者との情報共有 ○小中高一貫教育 歓迎遠足 ◇子どもを語る会	○いじめ防止対策の意義と保護者や地域との連携について確認する。
5月	○学校いじめ対策委員会 ○運動会を通じた地域との連携 ◇子どもを語る会	○年度当初における児童生徒の心と体の様子について全職員で共通理解を行う。
6月	○長崎っ子の心を見つめる教育週間 ○小中高一貫教育公開授業ウィークス ◇子どもを語る会	○道徳の授業を公開し、学校の取組の一端を紹介する。
7月	○小中高一貫教育 海浜清掃 ○生活アンケート① 個人面談 ○PTA主催 自転車交通安全教室 ◇子どもを語る会	○日常生活での心配事や不安なことを把握し、個人面談の資料とする。
8月	○校内研修会（児童理解等） ◇子どもを語る会	
9月	◇子どもを語る会	
10月	◇子どもを語る会	
11月	○生活アンケート② 個別面談 ○PTA主催エコウォーキング ◇子どもを語る会	○日常生活での心配事や不安なことを把握し、個人面談の資料とする。
12月	○小中高一貫教育 人権集会 ◇子どもを語る会	
1月	○小中合同ロードレース ○生活アンケート③ 個人面談 ◇子どもを語る会	○日常生活での心配事や不安なことを把握し、個人面談の資料とする。
2月	○学校いじめ対策委員会（2） ○学校評価（いじめ防止に関する自己評価） ◇子どもを語る会	○いじめ防止対策の成果と課題の検証及び次年度の計画
3月	○いじめ対策委員会 ◇子どもを語る会	

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」「子ども理解支援シート」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育の充実
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報

③情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民その他関係者と子どもに関する情報を共有し、「いじめ対策委員会」に情報を集める。

④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職で分担)

連携

関係機関

⑤A 児童生徒への指導・支援

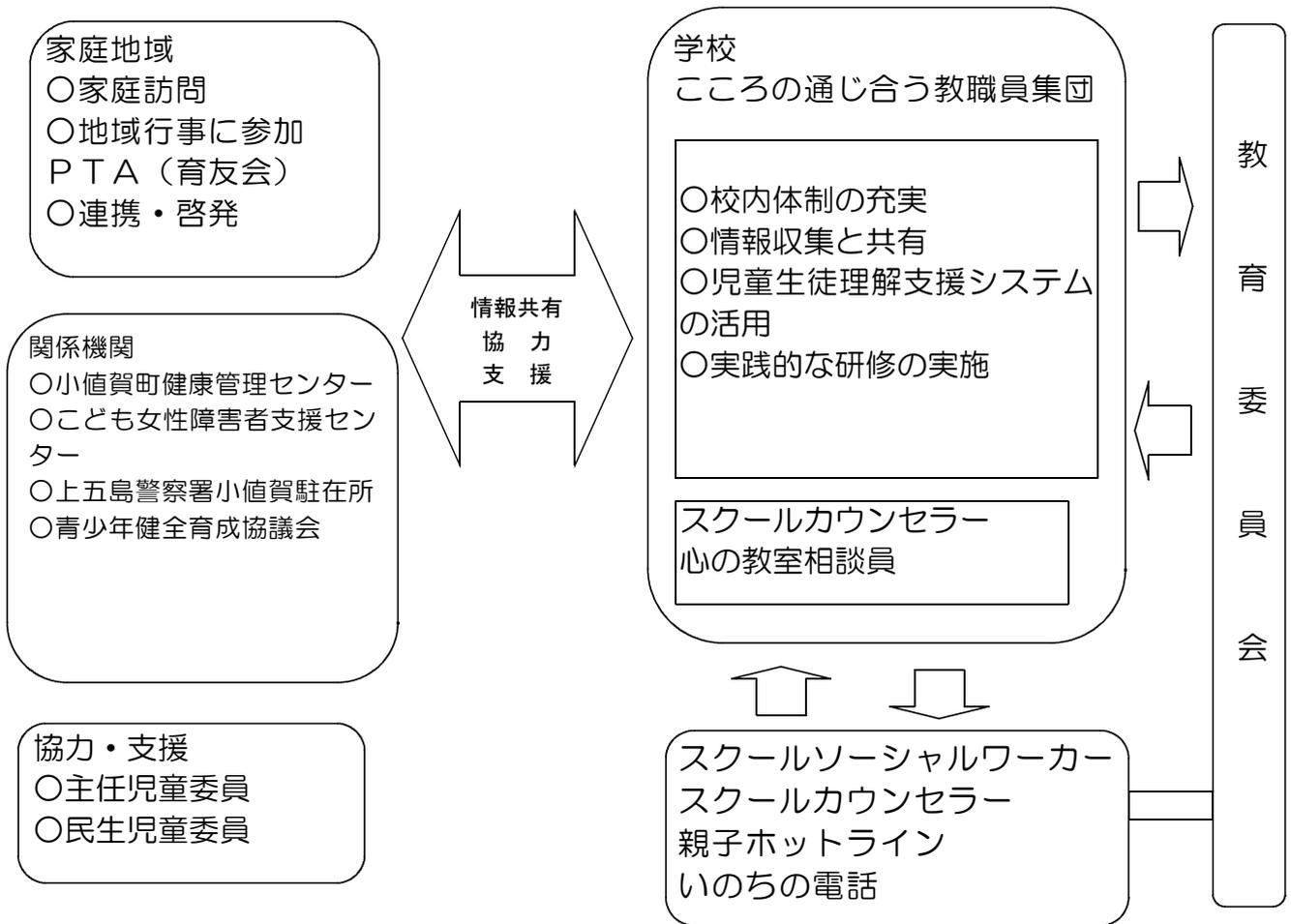
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり